

大分県報

平成二十四年
第二三六八号
五月一日

（火曜日）

目次

告示

生活保護法による医療機関の指定	一
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請	二
土地改良区の定款変更認可	六
平成二十四年度地籍調査事業計画の決定	六
大分県林業研修所の利用に係る使用料の徴収事務の委託	七
大分県青少年の森及び大分県平成森林公園の利用に係る使用料の徴収事務の委託	七
廃川敷地等の発生	七
県営住宅等の家賃及び割増賃料並びに駐車場使用料の収納事務の委託	七
公 告	七
土地改良区の役員の就退任（二件）	七
基本測量の終了	八
開発行為の完了	八

告示

大分県告示第三百二十六号
生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。
平成二十四年五月一日

大分県知事 広瀬 貞

医療機関の名称

開設者の氏名

所在地

指定年月日

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
---------	--------	-----	-------

いけべ耳鼻咽喉科 医院	医療法人いけべ耳鼻咽喉科医院	日田市淡窓一丁目二番五二 号の二	平二三・八・一
さざんか薬局	株式会社さざんか	速見郡日出町川崎八三七一	平二三・九・一
ファン薬局長門記念病院前	株式会社ファンメ ディカル	佐伯市鶴岡町一丁目二〇〇 七番地七	平二三・九・一
在宅庄内調剤薬局	有限会社河野調剤 薬局	由布市庄内町大瀧二三六〇 番四	平二三・九・一
セントケア訪問看護ステーション別府	セントケア九州株式会社	別府市石垣西四丁目五一一 二九〇番ビル一F	平二三・一〇・一
訪問看護ステーション 楓	株式会社MKSコ ミュニティ	別府市大字東荘園四組一三	平二三・一一・一
日出生診療所	荒木 秀彦	玖珠郡玖珠町大字日出生二 〇四四一	平二三・一一・二
小野原診療所	荒木 秀彦	玖珠郡玖珠町大字日出生一 六六六一一四五	平二三・一一・二
橋本産婦人科医院	橋本 憲明	別府市野口中町一八番二六 号	平二三・一二・一
中津第一病院	医療法人中津第一 病院	中津市大字宮夫二五二番地 二	平二四・一・一
メープル尽クリニ ック	医療法人薫楓会	国東市安岐町下原三八一番 地一	平二四・一・一
たてわき眼科	医療法人真和会	国東市武蔵町糸原二五一七 番地	平二四・一・一
はやし歯科医院	医療法人和敬会	佐伯市池船会町二一一一四	平二三・一二・一
やよい・まちなかの訪問看護ステーション	株式会社HVN	佐伯市弥生町大字上小倉一 五四番地一	平二四・一・一〇

のぞみ薬局	株式会社 のぞみメ ディカル	宇佐市安心院町木裳字西光 寺三八八一	平二四・一・一
そごう薬局日田豆 田店	総合メディカル株 式会社	日田市豆田町五番二四号	平二四・二・一
うえぎデンタルク リニック	植木雄一	豊後高田市新町二八二一 三	平二四・三・一
ゆう調剤薬局佐伯 コスモス店	株式会社ソメヤ	佐伯市鶴岡西町二丁目 二一六番	平二四・三・一

大分県告示第三百二十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があつた。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

平成二十四年五月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

中津市宮夫九の五

特定医療法人 玄真堂 川罵整形外科病院

理事長 川 罵 眞 人

2 特定事業場の所在地及び名称

中津市宮夫大田ヶ島九の五及び九の六、中津市宮夫六反坪十六の一及び十六の二、中津市宮夫矢永十七、十八の二、二十一の二、二十二の二、二十二の三、二十二の四、二十五の一、二十五の二、二十六及び二十七

特定医療法人 玄真堂 川罵整形外科病院

3 設置される特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十二号 し尿処理施設

種 類	能 力	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 の 季 節 的 変 動	汚水等の一日当たりの量		汚水等の状態の値							
								単位	m ³ /日	項目	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	大腸菌群数	窒素含有量	りん含有量
								単位	m ³ /日	単位	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	個/cm ³	mg/l	mg/l
し尿処理施設	八五〇人槽 二二〇m ³ /日	許可の日	平二五・三・一	平二五・四・一	連続	二四時間	なし	通	通	五・八〇	八	一五	一五	三、〇〇〇以下	一五	二	
								最	最	五・八〇	一〇	二〇	二〇	三、〇〇〇以下	二〇	三	
								大	大	五・八〇	一〇	二〇	二〇	三、〇〇〇以下	二〇	三	

汚水等の一日当たりの量		単位	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	主 要 寸 法	構造	能力	処 理 方 式	種 類	4 汚水等の処理の方法	
m ³ /日	処理前														処理後
八〇	八〇	通常 の 値	なし	二四時間	連続	平二五・四・一	平二五・三・一	許可の日	沈砂槽 原水槽 流量調整槽 第一接触曝気槽 第二接触曝気槽 沈殿槽 第一脱窒高度処理槽 第二脱窒高度処理槽 第二沈殿槽 消毒槽 放流槽 汚泥貯留槽	鉄筋コンクリート造	八五〇人槽 一一〇m ³ /日	接触曝気方式+脱窒高度処理	し尿処理施設		
一一〇	一一〇	最大 の 値							縦一・五m×横一・四五m×高さ五・〇m 縦一・八m×横一・四五m×高さ五・〇m 縦二・九m×横四・八m×高さ五・〇m 縦三・五m×横六・五m×高さ五・〇m 縦三・五m×横四・二m×高さ五・〇m 縦二・九m×横四・二m×高さ五・〇m 縦二・〇m×横三・五m×高さ五・〇m 縦二・〇m×横三・五m×高さ五・〇m 縦二・〇m×横二・二m×高さ五・〇m 縦〇・九m×横一・一m×高さ五・〇m 縦一・一m×横一・一m×高さ五・〇m 縦一・二m×横三・一五m×高さ五・〇m						

汚水の等値汚染状態の値							
項目	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	大腸菌群数	窒素含有量	りん含有量
単位	mg/ℓ		mg/ℓ	mg/ℓ	個/cm ³	mg/ℓ	mg/ℓ
通常の値	処理前	五・八〇八・六	二四〇	一二〇	一九〇	三〇	六
	処理後	五・八〇八・六	八	一五	三、〇〇〇以下	一五	二
最大の値	処理前	五・八〇八・六	三三〇	一五〇	二五〇	四〇	八
	処理後	五・八〇八・六	一〇	二〇	三、〇〇〇以下	二〇	三

玖珠町 玖珠郡玖珠町大字古後、大字戸畑、大字四日市及び大字太田の各一部

大分県告示第三百三十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定により、次のとおり大分県林業研修所の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成二十四年五月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び氏名

大分市大字古国府字内山千三百三十七番地の十五

公益財団法人森林ネットおおいた

理事長 重 本 悟

二 委託期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

大分県告示第三百三十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定により、次のとおり大分県青少年の森及び大分県平成森林公園の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成二十四年五月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市大字古国府字内山千三百三十七番地の十五

大分県民の森施設指定管理者 県民の森管理共同事業体

代表団体 公益財団法人森林ネットおおいた

代表者 理事長 重 本 悟

二 委託期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

大分県告示第三百三十二号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、大分県土木建築部河川課及び佐伯土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年五月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 河川の名称

一級河川番匠川水系門前川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十四年五月一日

三 廃川敷地等の位置

佐伯市大字上岡字岩ノ鼻二七七五番四から

佐伯市大字上岡字船河内二八六八番八まで

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 三九〇・四八平方メートル

大分県告示第三百三十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定により、次のとおり県営住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃及び割増賃料並びに駐車場使用料の収納事務を委託した。

平成二十四年五月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市城崎町二丁目三番三十二号

大分県住宅供給公社

理事長 緒 方 浩 史

二 委託期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、池辺土地改良区（日田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十四年五月一日		大分県知事 広 瀬 勝 貞		(退任役員) 役名 氏名 住 所	
理事	中野 靖隆	日田市大字東有田三二五五番地	役名	宿利 弥八	玖珠郡玖珠町大字綾垣一八九番地の二
"	宮崎 憲一	" 大字有田八六九番地一	氏名	氏名	住 所
"	井上 強士	" 大字東有田三一五三番地一	住 所	住 所	
"	佐藤 義孝	" 大字東有田三一三一一番地	住 所	住 所	
"	石田 庄三	" 大字東有田三三三三番地	住 所	住 所	
監事	石田 敏英	" 大字東有田三〇一四番地	住 所	住 所	
"	野村 勉	" 大字有田一〇六四番地	住 所	住 所	
(就任役員)					
役名	氏名	住 所	役名	氏名	住 所
理事	中野 靖隆	日田市大字東有田三二五五番地	一 作業の種類	基本測量（基盤地図情報整備）	大分県知事 広 瀬 勝 貞
"	中野 正之	" 大字東有田三一六〇番地	二 作業の地域	大分市、佐伯市、中津市、日田市、竹田市、宇佐市、玖珠郡玖珠町	
"	宮崎 憲一	" 大字有田八六九番地一	三 作業の終了日	平成二十四年三月三十一日	
"	石田 庄三	" 大字東有田三三三三番地	~~~~~		
"	佐藤 義孝	" 大字東有田三一三一一番地	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。 平成二十四年五月一日		
監事	石田 一喜	" 大字東有田三〇五一一番地	一 開発区域に含まれる地域の名称 豊後大野市三重町赤嶺字千蔵坊千二百四十二番一ほか九筆		
"	野村 勉	" 大字有田一〇六四番地	二 開発区域の面積 九、二九四・六七平方メートル		
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、玖珠町土地改良区（玖珠郡玖珠町）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。 平成二十四年五月一日					
大分県知事 広 瀬 勝 貞		三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名 豊後大野市三重町小坂三千七百六十一番地 赤 嶺 隆 一			

四 完了検査年月日

平成二十四年三月二十六日

平成二十四年五月一日

大分県報（公告）

九